

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、入札公告、法令、清須市の条例、規則、要綱及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状及び現形を承知されたうえで入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

1 貸付物件

物件	所在地	貸付面積	事業内容
①	清須市西枇杷島町七畝割 1 0 8 番 1 1	1 , 2 3 3 m ²	時間貸 平面駐車場
②	清須市西枇杷島町七畝割 9 2 番 1 他 (中学校側のフェンスを境とする。)	5 3 1 m ²	

※入札は、対象の貸付物件について分けて行います。

※貸付物件の地積は、一部手動計測となります。

交通機関	JR 枇杷島駅より北西へ 約 0.1km
公共施設（直線距離）	清須市役所 物件の西 約 0.6km
	西枇杷島中学校 物件の西 約 0.1km
	西枇杷島警察署 物件の北東 約 0.4km
接面道路幅員	市道 [11.8m（歩道等含む）／7.8m（歩道等除く）]
電気	・借受者において使用開始等の手続きが必要になります。
備考	・現状有姿での引渡しです。したがって、工作物等を含むものとし、越境物がある場合についても現状有姿での貸付となります。 ・現場説明会は行いません。 ・道路からの乗入れ位置を変更する場合は、借受人の負担において設置、原状回復を行うこと。その際は、所管する官公庁等に対して必要な手続きをすること。 ・土壌汚染及び地盤、地下埋設物に関する貸付にあたっての調査は行っていない。 ・契約後においては、清須市が「都市計画道路 3・4・358 枇杷島停車場線」の道路用地として必要と認めるときは、貸付期間途中においても契約解除を行います。 入札参加申込の際、貸付期間途中での契約解除等を了承する旨の承諾書を提出すること。（第7号様式）
工作物	アスファルト舗装 1 式 フェンス 1 式
入札対象外物件	物件① ゲート式駐車場設備（駐車場発券機・出口精算機・バリカー・ソフトコーン・タイヤ止め・カーゲート・バーキャッチャー・テント） 1 式

	物件② フラップ式駐車場設備（精算機・フラップ・タイヤ止め・バリカー・ソフトコーン） 1式 物件①②共通 看板・ポール類（ロゴ看板・料金看板・満室看板） 1式 LED 照明 1式 一次電源 1式 配線・配管 1式 ※上記の入札対象外物件については、現借受事業者（日本メカトロニクス株式会社）による撤去が原則となっていますが、現借受事業者から売買により買い取り等が可能です。引き続き現状のまま利用されることを希望される場合は、現借受事業者と直接協議してください。
返還時の復旧状況	アスファルトで舗装された状態

※貸付物件についての説明は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。入札参加者は必要に応じ、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

2 貸付期間

物件	所在地	貸付期間
①	清須市西枇杷島町七畝割108番11	令和8年1月1日 から 令和12年12月31日
②	清須市西枇杷島町七畝割92番1他 (中学校側のフェンスを境とする。)	令和8年1月1日 から 令和8年12月31日

貸付期間には、駐車場施設の整備及び原状回復に必要な期間を含みます。

3 入札日程

項目	日程
入札公告日	令和7年10月6日
入札説明書の配信	令和7年10月6日～11月5日
入札参加申込・資格確認申請	令和7年10月6日～10月22日
質問提出	令和7年10月6日～10月22日
入札参加資格確認通知日	令和7年10月29日
質問回答日	令和7年10月29日
入札及び開札	令和7年11月5日
契約締結期限	令和7年11月11日

4 入札資格

- (1) 法人格を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過した者であること。
- (4) 公告日から入札日までの間、清須市指名業者選定委員会から指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者、また「清須市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成25年5月24日付け清須市長・西枇杷島警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いていること。
- (7) 国税、愛知県税及び清須市税の未納がないこと。
- (8) 平面駐車場を貸付期間中継続して営業・運営する事業を行う資力、能力等を有する者。
（同規模程度以上の同種の駐車場運営の実績を有する者）

5 入札参加資格確認申請に必要な書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（第2号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）
- (3) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (4) 代表者の印鑑登録証明書（法務局に届け出たもの）
- (5) 納税証明書
 - ア 税務署長の発行する納税証明書（「法人税」「消費税及び地方消費税」）
 - イ 愛知県県税事務所長が発行する納税証明書（「法人事業税」「法人県民税」「自動車税」）
 - ウ 清須市長が発行する納税証明書（「法人市民税」「固定資産税」）
（清須市内に本社若しくは事業所がある法人のみ）
- (6) 事業計画書（任意様式。以下の項目について記載されたもの）
 - ア 駐車場名称
 - イ 運営組織・人員体制（工事・運営担当部署、関係会社）
 - ウ 駐車場設備等の仕様（券売機、看板等駐車設備の主要寸法、特徴）
 - エ 駐車場利用方法（進入、駐車、退出の手順・方法、利用料金、土地利用計画図）
 - オ 維持管理の内容（設備の点検方法、清掃の内容）
 - カ 設置工事（工事工程と各工事内容）
 - キ 安全対策（駐車場内外における安全措置）
 - ク 防犯対策
 - ケ トラブル対応策（緊急対応、現地対応できる体制）
 - コ 近隣への対応（地域及び近隣住民への配慮）
- (7) 同規模程度以上の同種時間貸駐車場事業を管理運営した実績を証明する、契約書又は仕様許可書

等の写し

(8) 財務諸表等の写し

※申請時点において終了している事業年度のうち、直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。

(9) 法人概要書（会社案内パンフレット等）

6 契約上の条件

(1) 本件契約の内容

本件契約は、民法第601条及び地方自治法第238条の5第1項の規定に基づく財産の貸付であり、清須市が事業者に対し、普通財産である土地の一部を貸付する方法で行います。このため、本契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

(2) 貸付料

貸付料（年額）＝入札金額（落札金額）×12箇月

貸付料は清須市が発行する納入通知書により、毎年度指定する期日までに納入してください。

(3) 貸付物件の用途指定

ア 貸付物件の用途は、時間貸駐車場事業又は時間貸駐車場事業及びカーシェアリングサービスに限定します。また、指定用途に供するために必要な工事費、管理費等の費用は全て借受人の負担となります。

イ 政治的又は宗教的用途に使用することはできません。その他、公序良俗に反する用途についても同様とします。

ウ 賃借権を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできません。なお、時間貸駐車場は、転貸しとは解釈しません。

エ 貸付け物件に建物を建築することを禁じます。その他、駐車場事業と全く関係のない工作物を設置することも同様とします。

(4) 駐車場事業等

ア 借受人には、貸付物件を使用して行う事業（駐車場の運営）に伴う一切の責任があります。善良な管理者の注意をもって貸付物件を使用してください。

イ 駐車場事業は、24時間365日の営業を原則とします。

ウ 借受人は、駐車場事業及びカーシェアリングサービスにかかる経費を全て負担するものとします。電力等の供給については、借受人が直接供給業者等と契約を行ってください。

エ 時間貸駐車場の利用料金については、周辺時間貸駐車場の料金を勘案し、適切な設定としてください。

オ 時間貸駐車場利用者等による事故、その他のトラブルに関する事務は、全て借受人が負うものとします。突発的なトラブルへの対応を可能とし、サポートセンター（コールセンター）等で解決できない場合は、借受人（又はその提携協力会社）による現地対応が迅速に行える体制を整備してください。

カ 利用者等による事故、付帯設備の大きな故障等が発生した場合には、迅速かつ誠実に対応するとともに、借受人は直ちにその内容を清須市に報告するものとします。借受人は、契約締結後に緊急時の連絡体制を清須市に届け出てください。

キ 近隣住民等の迷惑とならない運営に配慮し、アイドリングストップやごみ捨てに関する注意喚起を必要に応じて行ってください。また、利用者、近隣住民等からの駐車場事業にかかわる苦情については、借受人が一切の責任を持って対応するものとし、清須市からの応援要請があった場合も、同様とします。

ク 貸付物件内の清掃業務・除草を適宜実施し、清潔できれいな駐車場を維持してください。維持補修をするために支出する経費はすべて借受人の負担とします。

ケ 貸付物件内に放置車両が発生した場合は、速やかに警察への報告を行い、必要に応じて裁判所への訴訟及び処分を行ってください。

コ 前2号の貸付料の保全上必要があるとき若しくは第3号及び第4号の履行状況を確認するため、清須市が借受人に対して資産、経営状況等に関する報告を求めたとき、清須市が貸し付け物件の利用状況等について実地調査を実施するとき若しくは関係資料の提出を求めたときは、借受人は必ず清須市に協力するものとします。

サ 周辺道路工事による売上の補償はいたしません。

シ その他、定めのない事項については、清須市と借受人が協議の上、別に定めるものとします。

(5) 報告書

ア 借受人は、毎月1回、次の資料を清須市にデータで提出してください。

- ㊦ 時間貸駐車場の利用料金等の収入実績
- ㊧ 時間貸駐車場の駐車台数及び稼働率
- ㊨ トラブルとその対応一覧
- ㊩ その他、清須市が指示する事項

イ 借受人は、毎年1回、時間貸駐車場の利用状況、管理運営状況等を記載した事業報告書を作成し、各年度終了後速やかに、清須市に報告してください。

(6) 貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、現状有姿で引き渡します。

貸付期間が終了したときは、借受人は引渡し時点の原状に回復して返還することとします。ただし、清須市が特に必要がないと認めるときは、この限りではありません。

(7) 違約金

借受人は、貸付期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、清須市に支払うものとします。

ア 前第3号に定める用途指定等に違反した場合は、貸付料年額の3倍の額

イ 前第4号カ及びコに定める義務に違反した場合は、貸付料年額に相当する額

(8) 貸付契約の解除

ア 清須市は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができます。この場合、清須市は借受人に対して解除希望日の2箇月前までに解除の通知を行います。

- ㊦ 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- ㊧ 借受人が、前第2号に定める貸付料の支払いを3箇月以上怠ったとき。
- ㊨ 借受人が、貸付開始後2箇月以内に前第3号に定める指定用途に供さないとき。

㊥ 借受人が、前第3号の定めに違反して、第三者に転貸し、この契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、又はその権利を担保等に供したとき。

㊦ 借受人が、前第4号に定める事業運営にかかる義務を怠ったために、貸付物件を荒廃に至らしめたとき。

㊧ その他借受人にこの契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

イ 借受人は、やむをえない事情がある場合、理由を付した書面により契約の解除を申し入れることができます。当該申し入れは、当該解除希望日の6箇月前までに行うこととします。

なお、既納の貸付料は返還されません。

(9) 契約の失効

天変地変により、貸付物件が使用できなくなり、又は貸付契約を継続することができない事態になったときは、貸付契約はただちに失効します。

その場合、清須市及び借受人相互に損害賠償の請求はしないものとします。

7 入札参加申込み

入札公告、入札説明書、要綱等を十分に理解するとともに、実際に貸付物件を現地にて確認したうえで入札の参加申込みをしてください。なお、貸付物件につきましては現場説明会を行いませんので、各自で確認をしてください。

(1) 申込期間

令和7年10月6日（月）から令和7年10月22日（水）まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 申込時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 申込場所

清須市役所南館1階 総務部財産管理課

(4) 申込方法

持参に限ります。郵送やファックスによる受付は行いません。

(5) 提出書類

制限付一般競争入札参加申込書（貸付け契約用）（第1号様式）

第5項の入札参加資格確認申請に必要な書類（第2号・第3号様式他）

承諾書（第7号様式）

8 質問及び回答

(1) 質問

入札説明書及び仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（第4号様式）を財産管理課まで提出してください。

ア 質問期限

令和7年10月22日（水）まで

イ 提出場所

清須市役所南館1階 総務部財産管理課

ウ 提出方法

質問書に質問事項を記入し持参してください。期限内に受領した質問のみ回答します。

(2) 回答

提出していただいた質問書は、入札参加申込者に下記により回答します。

ア 回答期限

令和7年11月29日（水） 午後5時

イ 回答方法

申込書記載のメールアドレスに回答書を送信します。

9 入札

(1) 入札日時

令和7年11月5日（水）入札時間は下記のとおり。

物件	所在地	入札時間
①	清須市西枇杷島町七畝割108番11	午前10時00分
②	清須市西枇杷島町七畝割92番1他 (中学校側のフェンスを境とする。)	午前10時10分

(2) 入札場所

清須市役所北館3階 研修室

(3) 入札書作成時の注意事項

ア 入札金額は、第2項の貸付期間中の貸付料の月額を記入してください。

イ 代理人による入札は、委任状（第8号様式）の提出をしてください。

代理人ごとに作成し、委託する貸付物件名、設置場所を必ず記載してください。

ウ 1人で2人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。

エ 入札は、入札書（貸付け契約用）（第9号様式）を封筒に入れ封印し、件名、貸付物件名、設置場所、入札者の所在地、名称及び代表者名を封筒に標記してください。

オ 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお金額の訂正はできませんのでご注意ください。

カ 入札者は、一度投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

キ 上記ア～カに違反する入札及び入札公告中の「8 入札の無効に関する事項」に該当する入札は、無効とします。

〔封筒記入例〕

表

件名	駐車場事業等に係る 清須市公有財産の貸付け
物件名	清須市西枇杷島町 七畝割108番11他

裏

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
株式会社 △△
代表取締役 □□ □□ (印)

10 入札の辞退

制限付一般競争入札参加申込書を提出された方で、入札を辞退される場合は、入札辞退届（貸付け契約用）（第10号様式）を清須市ホームページからダウンロードし必要事項を記載のうえ入札日前日までに総務部財産管理課（清須市役所南館1階）まで提出してください。

11 入札の中止

あらかじめ不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。この場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、清須市は補償の責を負いません。

12 落札者の決定

開札の結果、最高価格（月額）の入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。ただし最低貸付料に満たない場合は、再度入札を行います。（入札回数は原則として3回とします。）

13 契約の締結

落札者と直ちに契約を結びます。

(1) 契約締結期限

令和7年11月11日（火） 午後5時

(2) 契約時の注意事項

ア 契約書を作成するものとします。

イ 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

ウ 貸付契約は入札申込者名義で行います。

エ 落札者決定後、前1号の期限までに契約書を交わさない場合、落札者決定を取り消し、次順位者を落札者とします。なお、その場合は、前1号の期限を相当の期間延長します。

14 貸付料

貸付料については、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して1箇月以内に、次年度以降の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、清須市が発行する納付書により納入してください。ただし、納入の期限の日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日を納入の期限とします。

15 その他注意事項

(1) 本入札に関する様式は、別添の様式を使用してください。

(2) 清須市が公開している情報（文章、写真、図面等）について、清須市に無断で転載・転用することは一切できません。

(3) 入札参加申込等提出していただいた書類は、返却しません。

16 問い合わせ先

清須市須ケ口1238番地

清須市役所南館1階 総務部財産管理課

電話052-400-2911 内線3850

(参考)

現在設置している駐車場の利用台数（令和４年４月～令和７年３月）

・ 物件①

令和４年度

R4.4 月	1,202 台
R4.5 月	1,095 台
R4.6 月	1,276 台
R4.7 月	1,196 台
R4.8 月	1,140 台
R4.9 月	1,198 台
R4.10 月	1,072 台
R4.11 月	1,068 台
R4.12 月	1,258 台
R5.1 月	1,006 台
R5.2 月	1,076 台
R5.3 月	1,076 台

令和５年度

R5.4 月	1,167 台
R5.5 月	1,201 台
R5.6 月	1,270 台
R5.7 月	1,356 台
R5.8 月	1,239 台
R5.9 月	1,283 台
R5.10 月	1,194 台
R5.11 月	1,347 台
R5.12 月	1,280 台
R6.1 月	1,389 台
R6.2 月	1,157 台
R6.3 月	1,286 台

令和６年度

R6.4 月	1,385 台
R6.5 月	1,369 台
R6.6 月	1,380 台
R6.7 月	1,502 台
R6.8 月	1,291 台
R6.9 月	1,485 台
R6.10 月	1,479 台
R6.11 月	1,225 台
R6.12 月	1,522 台
R7.1 月	1,336 台
R7.2 月	1,257 台
R7.3 月	1,437 台

・ 物件②

令和 4 年度

R4.4 月	395 台
R4.5 月	374 台
R4.6 月	401 台
R4.7 月	392 台
R4.8 月	379 台
R4.9 月	364 台
R4.10 月	379 台
R4.11 月	343 台
R4.12 月	395 台
R5.1 月	343 台
R5.2 月	346 台
R5.3 月	405 台

令和 5 年度

R5.4 月	398 台
R5.5 月	398 台
R5.6 月	383 台
R5.7 月	397 台
R5.8 月	376 台
R5.9 月	398 台
R5.10 月	352 台
R5.11 月	404 台
R5.12 月	388 台
R6.1 月	442 台
R6.2 月	352 台
R6.3 月	353 台

令和 6 年度

R6.4 月	406 台
R6.5 月	396 台
R6.6 月	382 台
R6.7 月	411 台
R6.8 月	330 台
R6.9 月	441 台
R6.10 月	429 台
R6.11 月	351 台
R6.12 月	426 台
R7.1 月	409 台
R7.2 月	358 台
R7.3 月	406 台